

第三号の四様式（第九条の二関係）（平21国交令51・追加、令2国交令38・令2国交令98・一部改正）

（A 4）

公示された供託建設業者に対する報酬返還請求権等についての申出書

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（以下「法」という。）第6条第2項第3号の規定に基づく特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行規則第9条の2第4項の規定により、国土交通大臣が公示した供託建設業者に対する法第6条第1項の報酬返還請求権等について、下記のとおり権利の申出をします。

年 月 日

郵便番号

住所

氏名又は名称

（法人にあっては、代表者の氏名）

電話番号

国土交通大臣 殿

記

- 1 法第6条第1項の損害を受けた新築住宅の所在地
- 2 法第6条第1項の損害を受けた新築住宅の引渡日
- 3 法第6条第1項の供託建設業者の名称
- 4 法第6条第1項の瑕疵が判明した日
- 5 法第6条第1項の報酬返還請求権等の額

注1 報酬返還請求権等の額が明らかでないときは、概算額を記載すること。ただし、概算額を算定することが困難なときは、概算額の記載に代えて、その旨及びその理由を記載することができる。

注2 本申出書には、法第6条第1項の権利を有することを証する書面を添付すること。